

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課）

項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	
税目	所得税 租税特別措置法第10条の4 租税特別措置法施行令第5条の5の2 法人税 租税特別措置法第42条の11の2 租税特別措置法施行令第27条の11の2	
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長する。 ・措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。 ・戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲10,500百万円） （+2,000百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p> <p>また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○地域未来投資促進法 第 1 条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○新しい資本主義フォローアップ[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] Ⅲ. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援 (地域中小企業の支援強化) 地域未来投資促進法の施行状況等について、地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点から検討し、2022 年度中に結論を得る。</p> <p>○デジタル田園都市国家構想基本方針[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針</p>

			<p>(1) デジタルのちからを活用した地方の社会課題解決</p> <p>① 地方に仕事を作る (中長期的な取組の方向性) 【中小・中堅企業 DX】 地方の経済を支える中小・中堅企業の生産性を、デジタルを活用して向上させることも重要である。人材・資金に乏しい中小企業においてはデジタル投資を十分行えず、都市部の大企業と比べると海外への展開や業務効率化による生産性向上の実現が難しい。こうした状況を踏まえ、地域の産学官金が参画して地域ぐるみで中小企業等をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、中小企業等の DX を伴走型で支援する取組等を進めるとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組み中小企業等を支援すること等を通じて、地方の中小企業の輸出力の強化など新たな市場の開拓に結びつくデジタル化や、デジタルを活用した地域産業の生産性向上を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）の更なる活用等も促進しながら、積極的に進める。（略）</p> <p>第 3 章 各分野の政策の推進</p> <p>1. デジタル実装による地方の課題解決</p> <p>(2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現</p> <p>① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化</p> <p>ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援 【具体的取組】</p> <p>(b) 地域企業の DX 推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略）地域未来投資促進法等の活用を通じて、地域の主体的な取組としての定着を図る。 <p>(h) 潜在成長力のある地域企業の革新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点を踏まえつつ、地域未来投資促進法の更なる活用を促進することで、地域の特性を活かして地域経済を牽引する事業の一層の振興を図り、地域の成長発展の基盤を強化する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定]</p> <p>第 2 章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上)</p> <p>(略) 地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC 活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業における DX 実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)】</p>	<p>令和 6 年度末まで</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>	
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況の評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、</p> <p>②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。</p> <p>すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>地域未来投資促進法の施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から令和 4 年 6 月 30 日までの間に、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業は、2,604 件である。</p> <p>①減収額実績 <特別償却> 平成 30 年度 9 億円 令和元年度 15 億円 令和 2 年度 22 億円</p> <p><税額控除> 平成 30 年度 41 億円 令和元年度 67 億円 令和 2 年度 83 億円</p> <p>②適用事業者数 <特別償却> 平成 30 年度 73 件 令和元年度 136 件 令和 2 年度 151 件</p>

		<p><税額控除> 平成30年度 112件 令和元年度 162件 令和2年度 185件</p>
	<p>租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果</p>	<p>①租税特別措置法の条項 42条の11の2、68条の14の3</p> <p>②適用件数（令和2年度） （1）特別償却 151件 （2）税額控除 185件</p> <p>③適用額（令和2年度） （1）特別償却 241億円 （2）税額控除 83億円</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b)対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10～30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）[第2期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020改訂版)」]</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和2年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成29年度：創設 平成31年度：延長・拡充（※1） 令和3年度：延長・拡充（※2） （※1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 （※2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。</p>